

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 4

議案 番号	件名	備考
89	訴えの提起について	
90	薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
91	令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊

議案第 89 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1 訴えの相手方

(1) 賃借人

ア 所在地

イ 名 称

(2) 連帯保証人

ア 住 所

イ 氏 名

2 請求の要旨

(1) 被告

(以下「賃借人」という。)は、本市に対し、
金 6, 8 9 7, 6 3 8 円の貸付料を支払え。

(2) 被告 (連帯保証人)は、賃借人と連帯して、本市に対し、
金 3, 9 4 7, 4 8 1 円の貸付料を支払え。

(3) 賃借人は、本市に対し、貸付料の各納期限の翌日から支払済みまで年 8 分
7 厘の割合による金員の土地建物賃貸借契約に基づく延滞利息を支払え。

(4) 賃借人は、本市に対し、金 1, 5 1 1, 7 2 7 円の損害金を支払え。

(5) 賃借人は、本市に対し、金 1 2 9, 8 0 0 円の土地建物賃貸借契約に基づ
く原状回復に要した費用を支払え。

(6) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 訴訟遂行上の方針

(1) 第 1 審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

(2) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、訴え若しくは当事者の追加、
変更又は訴訟上の和解をすることができる。

提 案 理 由

本市との土地建物賃貸借契約に係る未払の貸付料、その延滞利息、原状回復の合意の不履行による損害金及び本市が原状回復に要した費用について、支払を求める訴えを提起することとしたいが、これについては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である・・・略・・・訴えの提起・・・略・・・に關すること。

(13)～(15) 略

2 略

参 考

事 件 の 概 要

本市と訴えの相手方である賃借人は、令和2年10月19日に薩摩川内市
所在の土地建物（
以下
「本件物件」という。）の土地建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」とい
う。）を締結した。

賃借人は、本件賃貸借契約に基づき、本件物件で宿泊事業等を行っていたが、令和6年3月13日付けの文書により、暫時、事業を休止する旨が示された。

その後、同年10月23日付けの文書により、事業撤退する旨の申出があり、本市は、同年11月30日をもって本件物件の返還を受けることに合意し、契約に基づき、同日までの原状回復を求めたが、完全には履行されなかったため、令和7年4月18日をもって契約を解除する旨を賃借人に通知した。

以降も、未払の貸付料の納付を催告したが、納付されず、また、本件物件に相手方が残置した無価物（ごみ等）の撤去による原状回復等を求める内容証明を送付したが履行されなかったことから、本件賃貸借契約の規定に基づき、本市が撤去処分を行った。

よって、未払の貸付料、その延滞利息、原状回復の合意の不履行による損害金及び原状回復の不履行により本市が負担した費用について、支払を求めるものである。

議案第 90 号

薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市における定住を促進する等のため実施している住宅取得等に対する補助制度について、本年 3 月 31 日限りで補助対象となる期間が終了するため、3 年間の期間延長を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市定住促進に関する条例（平成17年薩摩川内市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例第3条に定める期間に転入をした者に係る定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金、新幹線通勤定期購入補助金及び新幹線通学定期購入補助金の取扱いについては、なお従前の例による。